

令和 7 年度未来の扉を開く！小中高生プログラミング講座業務委託
企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、静岡県（以下「県」という。）が県内の小・中・高校生を対象に、デジタルリテラシーの基礎として、プログラミング体験を通じ、将来のデジタル人材の育成に資することを目的として実施するプログラミング講座について、企画能力等を有する事業者に対して、プロポーザル（企画提案方式）で業務委託を行うに当たって、必要な事項を定めるものである。

2 業務委託の名称

令和 7 年度未来の扉を開く！小中高生プログラミング講座業務委託

3 委託期間

契約日から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

4 契約限度額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 限度額を超えたものは失格とする。

5 委託業務の内容

別紙 1「未来の扉を開く！小中高生プログラミング講座業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

6 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又は会社等

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 静岡県一般業務委託競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 本要領及び仕様書等で示した業務について履行できること。
- (4) 業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものをいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

7 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。

委託先の選定は、別紙2「令和7年度未来の扉を開く！小中高生プログラミング講座業務委託企画提案の評価基準」（以下「評価基準」という。）により、令和7年度未来の扉を開く！小中高生プログラミング講座業務委託企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が審査し、決定する。

8 応募方法等

(1) スケジュール

- | | |
|--------------|----------------------|
| 令和7年6月 6日（金） | 企画提案募集情報掲載 |
| 令和7年6月12日（木） | 参加表明書、誓約書及び質問書等の提出期限 |
| 令和7年6月13日（金） | 質問書に対する回答（予定） |
| 令和7年6月17日（火） | 企画提案書、辞退届の提出期限 |
| 令和7年6月20日（金） | 1次選定結果の通知（予定） |
| 令和7年6月23日（月） | プレゼンテーション（予定） |
| 令和7年6月24日（火） | 2次選定結果の通知（予定） |

(2) 企画提案の参加申込

公募企画提案への参加を希望する者は、参加表明書（様式1）及び上記6に掲げる要件を満たす旨を記載した誓約書（様式2）並びに関係する資料を令和7年6月12日（木）午後5時までに提出しなければならない。

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は辞退届（様式3）を令和7年6月17日（火）正午までに提出すること。

ア 提出方法 持参又は郵送による

イ 提出先 静岡県教育委員会高校教育課指導第2班
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁西館7階

(3) 募集する企画提案の内容等

ア 基本的な考え方

- (ア) 企画提案書については、委託業務内容を十分に理解した上で作成・提出すること。
- (イ) 上記 5 に掲げる委託業務の内容を専門的視点から精査し、必要があれば修正を加え、企画提案を行うこと。
- (ウ) 関係法令等を遵守し、所要の措置を講じること。

イ 企画提案書について

(ア) 企画提案書の構成等

- a 企画提案書の構成は自由であること。
- b 企画提案書は、委託業務の実施方針や広報手法等の仕様書及び評価基準等に示す事項について、図表等を用いて分かりやすく表現すること。
- c 企画提案書は、A 4 判で作成のこと。

(イ) 提出部数等

提出部数は 7 部とする。

(ウ) 留意事項等

- a 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を記載すること。
- b 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- c 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。
- d 提出された企画提案書は返却しない。また、採用された企画提案書を除き、提案者に無断で使用しない。

(エ) その他

企画提案書の作成及び提出、プレゼンテーション等に伴う本企画提案に伴う一切の費用は、企画提案者の負担とする。

(4) 企画提案書の提出方法等

ア 提出書類

企画提案書の提出書（様式 4）、企画提案書（任意様式）、法人の登記事項証明書又は登記簿謄本の写し、業務実績表（様式 5）、見積書及び見積額内訳書（任意様式）

(ア) 業務実績表作成上の注意

過去 5 年以内に実施した国又は地方公共団体、若しくは国又は地方公共団体が出資する法人等からの類似事業の受託実績について、業務名、委託者名、契約金額及び業務概要等を記載すること。

(イ) 見積書及び見積額内訳書作成上の注意

提案した内容を実施するために必要な経費を項目ごと詳細に示すこと。

イ 提出方法

持参又は郵送によること。持参の場合は、平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時の間とすること。ただし、令和 7 年 6 月 17 日（火）は正午までとする。

ウ 提出期限

令和7年6月17日（火）正午まで（必着）

エ 提出先

静岡県教育委員会高校教育課指導第2班

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館7階

(5) 質問事項の受付及び締切りにについて

本要領等の内容についての質問は質問書（様式6）により令和7年6月12日（木）午後4時までに提出することとし、締切時刻以降の質問は受け付けない。

ア 提出方法 持参、郵送又はメール（kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp）による

イ 提出先 静岡県教育委員会高校教育課指導第2班

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館7階

ウ 回答期限 回答は、令和7年6月13日（金）までに、参加表明書を提出した全ての者にメールにて通知する予定。

9 審査

(1) 1次審査

提出された参加表明書及び誓約書等により1次審査を行う。1次審査の結果は、令和7年6月20日（金）（予定）までに文書により通知する。企画提案者が多数となった場合は、1次審査にて5者程度に選定することがある。

(2) プレゼンテーション

日時：令和7年6月23日（月）午前9時開始予定

場所：静岡県庁内会議室（静岡県静岡市葵区追手町9番6号）

※日時・場所等は参加表明者に別途通知するものとする。

ア 1提案当たりのプレゼンテーション時間は10分、質疑応答時間は10分とする。

イ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

ウ プレゼンテーションは非公開で行うものとする。

(3) 2次審査

提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより2次審査を行う。

10 選定方法

評価基準により、審査委員会の委員が審査し、決定する。

11 選定結果の伝達方法及び説明

(1) 選定結果は、辞退者を除く全ての企画提案者に文書により通知する。

(2) 説明は、電話又は来庁面会による。

12 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約の締結は契約書により行う。

- (3) 採用した企画提案書に関する一切の権利は、静岡県に帰属するものとする。
- (4) 本業務は、必ずしも企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施に当たっては、委託者と協議して実施内容を決定する。なお、協議によって変更した業務に伴う必要経費の増減は契約限度額の範囲内で調整するものとする。

13 問い合わせ先

静岡県教育委員会高校教育課指導第2班

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館7階

電 話：054-221-3145

e-mail：kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp

未来の扉を開く！小中高生プログラミング講座業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

未来の扉を開く！小中高生プログラミング講座業務委託

2 委託業務の目的

静岡県内の小・中・高生を対象に、デジタルリテラシーの基礎として、プログラミング体験を通じ、将来のデジタル人材育成に資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

4 業務内容

(1) 実施計画書・実施スケジュール等の作成

受託者は、具体的な実施内容を企画・検討し、(3)に係る実施計画を作成し、提案すること。また、採択決定後は、県と協議の上、委託業務実施計画書（様式第 1 号）を提出するとともに、実施スケジュール等を確定し、県の承認を得るものとする。受託者は、県の承認を得た計画に沿って事業を実施するものとする。

(2) 業務の運営管理

業務実施に必要な体制構築と要員配置を行った上で業務を遂行すること。また、業務遂行に必要な体制図を作成し、県に提出すること。なお、県との調整・確認の結果、修正が必要と判断された場合は、適切に対応すること。

(3) プログラミング講座

静岡県内の小・中・高生を対象としたプログラミング講座への参加者を募り、講座を実施すること。

ア 対象

次の 3 つのカテゴリーに分けて実施する。（保護者同伴可）

(ア) 小学生（原則 5・6 年生）

(イ) 中学生

(ウ) 高校生

イ 募集人数

各カテゴリー 30 人

ウ 実施回数等

- ・各カテゴリー全 3 回（3 回は近い日程での実施が望ましい。）。
- ・長期休業中ならば平日でも可。それ以外は土曜又は日曜とする。
- ・講座 1 回は 3 時間程度とする。

エ 会場

- ・受講生 30 人が一斉に受講できる会場を受託者が確保し開催すること。
- ・県内全域から受講生が参加しやすい鉄道駅周辺での実施が望ましい。

オ 設備

- ・講座で使用するパソコン、無線 LAN ルーター等の機器やバックアップのモバイルルーター等必要な物は、受託者が用意すること。ただし、パソコンに限り受講生の持ち込みも認めるものとする。

カ 講座内容

- ・各カテゴリーとも本業務とは別に静岡県産業イノベーション推進課が実施予定の「プログラミングコンテスト」と連携し、作品の提出を前提とした講座内容とすること。なお、具体的な連携方法は静岡県産業イノベーション推進課及び静岡県高校教育課と協議のうえ決定すること。
- ・プログラミング初心者を中心に主な対象者とする内容とすること。
- ・使用するプログラミング言語は限定しないが、各カテゴリーに応じて望ましいものを選択すること。

キ 研修の実施

- ・講師のほか、プログラミングやファシリテーション、講座運営等に熟知した数名の大学生・専門学校生・企業担当者等（以下「メンター」という。）がサポートに入る体制を検討すること。また、受託者は、参加するメンターについて、本ワークショップに必要なスキルを獲得していることを、発注者に対して証明すること。証明の方法は、事前の研修実施の証明や同様のワークショップでのサポート経験を複数有していること等によること。なお、提案時点で参加するメンターが確定している必要はないが、こういった者がファシリテーターとして参加する予定かについては提案に含めること。
- ・講師及びメンターは、プログラミングに関する知見を活かし、連携した事業の推進を図ること。また、講師及びメンターから、アンケート等により、次年度以降の事業に反映できる意見を聴取し、講座修了後に県へ提出すること。
- ・参加者からの問合せへの対応、出欠の確認、当日のタイムスケジュール等の連絡など参加者との連絡調整を行うこと。
- ・会場にて講座実施の準備を行うこと。
- ・当日の受付、講座の実施、会場の片付けを実施すること。当日はメンターがサポートできる体制を整えること。
- ・当日に参加者等から緊急連絡を受け取ることができる体制を整備しておくこと。
- ・講座内容の記録のため、写真撮影を行うこと。撮影した写真は、県担当者の要請に応じて提出すること。また、写真の撮影及び使用について講座参加者からの許諾を講座申込時に得ること。

ク 告知

チラシや Web 広告を活用して広く県内対象者へ告知する。なお、デジタル人材育成を促進し、裾野を広げるため、広告を通じてプログラミングに関心をもってもらえる内容になるよう工夫すること。

5 成果物（電子データ 1 部）

契約最終日までに、委託業務完了報告書（様式第 2 号）を提出し、県の承認を得るものとする。委託業務完了報告書には、研修の実施概要、参加者の情報、アンケート結果、写真等を記載すること。

6 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 業務実施に当たっては、県との連携体制を構築し、十分な協議を行った上で実施すること。
- (3) 業務内容については、受託者が本仕様書の内容を遵守すること。
- (4) 業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (5) 製作物（撮影データ、業務報告書等）の著作権は県に帰属する。受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (6) 業務実施において、個人情報等の保護すべき情報（以下、「個人情報等」という。）の取扱いに万全の対策を講じること。受託者（講師及びメンターを含む。）は、本業務に関連して知り得た個人情報等を第三者に開示又は漏えいしてはならず、滅失及びき損の防止に努めなければならない。また、業務終了後も同様とする。
- (7) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、受託者の責任において誠実な対応を行うこと。
- (8) 受託者は、事業完了後 5 年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類等を保存し、県の求めに応じて提示しなければならない。
- (9) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (10) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、県と事前に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- (11) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。契約に基づく業務を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。
- (12) 本業務の実施に当たり、本仕様書等に記載のない事項又はやむを得ない事情により契約内容の変更を行う必要が生じた場合については、速やかに県と協議を行うこと。

様式第 1 号

委託業務実施（変更）計画書

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 委託業務の名称 | 令和 7 年度
未来の扉を開く！小中高生プログラミング講座業務委託 |
| 2 | 契 約 年 月 日 | 令和 年 月 日 |
| 3 | 契 約 期 間 | 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 |
| 4 | 業 務 期 間 | 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日 |
| 5 | 事業完了予定年月日 | 令和 年 月 日 |

上記のとおり実施（変更）いたします。

令和 年 月 日

静岡県知事 様

住 所
商号又は名称
氏 名

様式第 2 号

委託業務完了報告書

- 1

委託業務の名称

令和 7 年度
未来の扉を開く！小中高生プログラミング講座業務委託
- 2

契 約 年 月 日

令和 年 月 日
- 3

契 約 期 間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 4

業 務 期 間

着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日
- 5

事業完了年月日

令和 年 月 日
- 6

結 果

上記のとおり報告いたします。

令和 年 月 日

静岡県知事 様

住 所
商号又は名称
氏 名

令和 7 年度未来の扉を開く！小中高生プログラミング講座業務委託
企画提案の評価基準

企画提案の審査は、企画提案書、見積書等の関係書類及び参加者からのプレゼンテーション等について、以下の評価基準に基づき実施する。

評価項目	評価基準
事業の企画性 (25 点)	①事業の目的を十分に理解し、目的に合致した企画提案内容となっているか ②仕様書に示した内容をあらゆる角度から検証した具体的な内容となっているか ③各講座の受講者の学習状況やプログラミングスキルに配慮した内容となっているか ④「プログラミングコンテスト」への作品提出を前提とした講座内容となっているか ⑤提案者独自の内容を含む、本事業の目的に合致した優れた提案内容となっているか
事業の実効性 (20 点)	①過去に類似事業の履行実績があるなど、委託業務に精通し、十分な成果が期待できるか ②業務を実施するに当たり十分な実施体制が確保されているか ③講座をサポートするメンターの確保や研修等に関する対応がされているか ④講座等について広く県内対象者へ告知する具体的な方策が担保されているか
事業の経済性 (5 点)	①当該業務内容に見合った経費見積りとなっているか